

# 愛媛県大規模小売店舗立地審議会次第

日時 令和8年5月19日(火) 10:00~12:00

場所 愛媛県庁第二別館10階 1004会議室

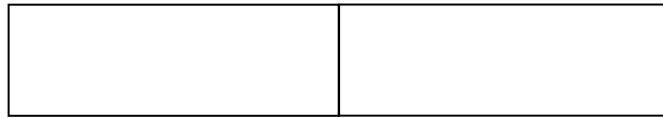
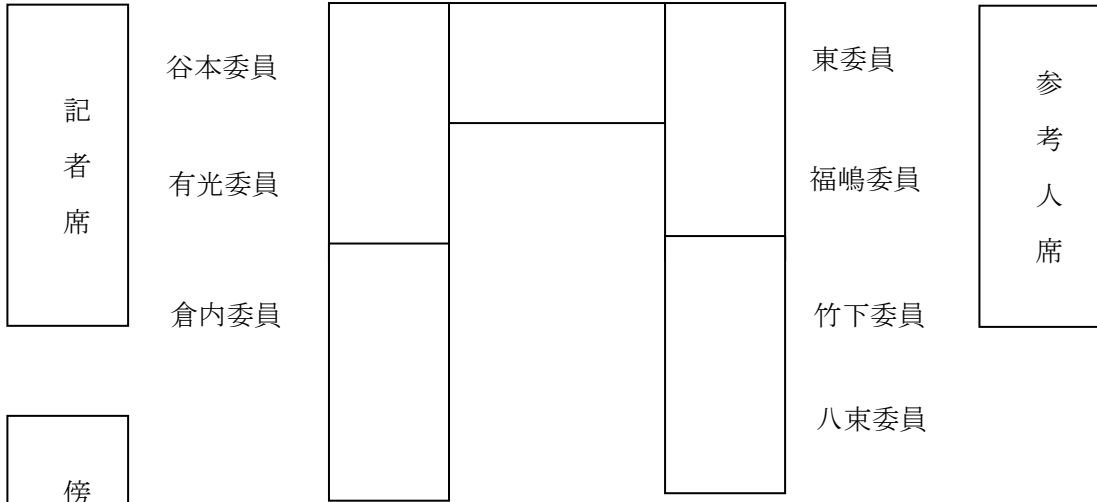
- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 届出案件についての審議  
[届出] 2件
  - ・スーパー日東土居田店(松山市)…………… 1~8
  - ・mac 桜井店(今治市)…………… 9~14
- 4 その他
  - (1) 次回以降の審議案件の概要等…………… 15
  - (2) フォローアップ調査について…………… 16
- 5 閉 会

愛媛県大規模小売店舗立地審議会配席図

日時 令和8年5月19日(火) 10:00~12:00

場所 愛媛県庁第二別館10階 1004会議室

(会 長)



( 事 務 局 )

出入口

## スーパー日東土居田店（新設）届出概要

店舗の名称	スーパー日東土居田店
所在地	松山市空港通一丁目 60 番 1 外
設置者 (本社)	株式会社日東物産 (松山市)
小売業者 (販売物品)	株式会社日東物産 (食料品、住・生活関連用品、酒類等)
新設年月日	令和 8 年 7 月 1 8 日
店舗面積	2, 2 4 8 m <sup>2</sup>
施設の配置に関する事項	
(1) 駐車場の収容台数	1 0 0 台 (基準値 9 8 台)
(2) 駐輪場の収容台数	4 5 台 (参考値 6 4 台)
(3) 荷さばき施設の面積	2 7 6 m <sup>2</sup>
(4) 廃棄物等の保管施設の容量	6 5 . 5 m <sup>3</sup> (基準値 1 5 . 2 6 9 m <sup>3</sup> )
施設の運営方法に関する事項	
(1) 開店時刻及び閉店時刻	午前 8 時 3 0 分～午後 1 0 時
(2) 駐車場の利用可能時間帯	午前 8 時～午後 1 0 時 3 0 分
(3) 駐車場の出入口の数	3 箇所
(4) 荷さばき可能時間帯	午前 6 時～午後 1 0 時

○届出年月日      令和 7 年 1 1 月 1 7 日

○公告年月日      令和 7 年 1 1 月 2 8 日

○説明会開催日    令和 8 年    1 月 1 4 日 (届出日から 2 か月以内)

**○県意見提示期限    令和 8 年    7 月 1 7 日 (届出日から 8 か月以内)**

## スーパー日東土居田店指針配慮事項の対応状況

指針配慮事項	設置者による対応状況	評価
<b>I 基本事項</b>		
1 事前の調査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察本部、所轄警察署（松山東警察署）、店舗設置市、四国地方整備局等と事前協議済み。</li> </ul>	○
2 まちづくりに関する公的計画との整合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途地域：準工業地域</li> </ul>	○
3 夜間営業についての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間営業は行わない。</li> </ul>	○
4 説明会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>日時：令和8年1月14日（水）18：00～19：00</li> <li>場所：松山市総合コミュニティセンター 2階 第8・9会議室（松山市湊町七丁目5番地）</li> <li>出席者：31名</li> </ul>	○
5 対応策の履行	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工担当業者（株式会社久保組）と設置者である株式会社日東物産、立地法担当の株式会社五星とで、立地法届出図面と施工現場との摺り合わせを行う。</li> <li>株式会社日東物産から店舗管理職へ届出内容の説明を行う。なお、変更届が必要となる事項については重点的に説明を行う。</li> <li>店長等管理職より各従業員へは社員教育時に内容周知を行う。</li> </ul>	○
6 事前の予測と乖離が生じた場合の追加的対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前の予測と乖離が生じた場合は、設置者本社内で調整・対応し、場合により行政にも相談を行う。</li> <li>お客様や地域住民等、外部からの意見や苦情等を受けた場合は、その内容を確認・検討し、必要に応じて行政の所管部局へ連絡するなど、対策を講じる。</li> <li>騒音等に関し苦情等問題が発生した場合は苦情先との協議を行い、先方の意向を踏まえた上で、場合によっては遮音壁の設置、機器や施設稼働時間の短縮、駐車場の部分的な閉鎖等の対策を講じるなど誠意をもって対応する。</li> </ul>	○
7 繁忙期等の追加的対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>オープン時には駐車場出入口等に交通整理員を配置する。また、状況に応じて、繁忙時には駐車場出入口等に交通整理員を配置する。</li> <li>繁忙時は出口3の暫定閉鎖を想定している。</li> <li>交通整理員については、入口1、出入口2付近に各1名、その他必要に応じて場内要所への配置を計画している。</li> <li>従業員用駐車場は店舗敷地外に確保する予定であり、敷地内駐車スペースはすべて来客用に開放予定である。</li> </ul>	○
8 地域貢献に関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元より祭りや各種行事への協力依頼があれば検討する。</li> <li>地元業者、県内業者との取引を促進する。</li> <li>従業員の地元採用を積極的に推進する。</li> <li>地元小中学校より職場体験の要望等があれば、受入れを検討する。</li> <li>警察署、消防署等との連絡が速やかに行えるよう連絡表を作成し、マニュアル化する。</li> <li>災害時においては、地元自治会等と連携し、可能な限り物資の提供等を検討する。</li> <li>週に1～2回程度、店舗周辺の清掃を行う。</li> <li>万一撤退せざるを得ない場合においては、「早期の情報提供」、「後継店の確保」、「従業員雇用の確保」、「取引先企業への対応」、「店舗閉鎖に伴う環境悪化防止」などについて誠意をもって対応する。</li> </ul>	○
<b>II 大規模小売店舗の施設の配置および運営方法に関する事項</b>		
1 住民等の利便の確保 (1) 駐車需要の充足等	収容台数：100台（一般用97台 身障者用3台）	○

<p>交通に係る事項</p> <p>① 駐車場の必要台数の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指針基準値による必要台数 98 台を確保している。</li> </ul>										
<p>② 駐車場の位置及び構造等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自走式平面駐車場（ゲートなし）である。</li> <li>入庫処理能力は出入口 1 箇所あたり 450 台/時間であり、ピーク時来店台数の 138 台/時を上回る。</li> </ul>	○									
<p>③ 駐輪場の確保等</p>	<p>収容台数：45 台</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模小売店舗立地法の指針に示される参考値（店舗面積 35 m<sup>2</sup>あたり 1 台）によると必要駐輪台数 64 台となるが、既存類似店舗のデータを基に必要台数を算出した結果、必要駐輪台数は 36 台と予測される。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="491 517 1401 678"> <thead> <tr> <th>店舗名</th> <th>店舗面積</th> <th>最大駐輪台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東本店 (松山市)</td> <td>1,990 m<sup>2</sup></td> <td>32 台 (R7.5.25 利用実態調査結果)</td> </tr> <tr> <td>土居田店</td> <td>2,248 m<sup>2</sup></td> <td>36 台 (32 台×2,248 m<sup>2</sup>/1,990 m<sup>2</sup>)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>原動機付自転車及び自動二輪車は、駐輪場を共用で利用する。</li> </ul>	店舗名	店舗面積	最大駐輪台数	東本店 (松山市)	1,990 m <sup>2</sup>	32 台 (R7.5.25 利用実態調査結果)	土居田店	2,248 m <sup>2</sup>	36 台 (32 台×2,248 m <sup>2</sup> /1,990 m <sup>2</sup> )	○
店舗名	店舗面積	最大駐輪台数									
東本店 (松山市)	1,990 m <sup>2</sup>	32 台 (R7.5.25 利用実態調査結果)									
土居田店	2,248 m <sup>2</sup>	36 台 (32 台×2,248 m <sup>2</sup> /1,990 m <sup>2</sup> )									
<p>④ 荷捌き施設の整備等</p>	<p>荷さばき施設の面積：276 m<sup>2</sup> (荷さばき施設 1 185 m<sup>2</sup>、荷さばき施設 2 91 m<sup>2</sup>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>荷さばき施設 1 は、処理能力(8 台/時)を確保しており、ピーク時 1 時間の搬入車両による負荷 (4 台/時) を上回っている。</li> <li>荷さばき施設 2 は、処理能力(8 台/時)を確保しており、ピーク時 1 時間の搬入車両による負荷 (2 台/時) を上回っている。</li> </ul> <p>※荷さばき平均作業時間は 15 分。</p>	○									
<p>⑤ 経路の設定、円滑な入出庫対策等</p>	<p>(経路の設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商圈を半径 2 km とし、県道 326 号松山松前伊予線～市道雄郡 12 号線を主要アクセス経路とする。</li> </ul> <p><b>【西方面】ゾーン A</b> (来店) 市道松山環状線西部側道を南東進→交差点②を左折→県道 326 号松山松前伊予線を北東進→交差点①を左折→入口①又は出入口②を左折により来店 (退店) 出入口②又は出口③を右折→交差点①を右折→県道 326 号松山松前伊予線を南西進→交差点②を右折→市道松山環状線西部側道を北西進により退店</p> <p><b>【東方面】ゾーン B</b> (来店) 県道 326 号松山松前伊予線を南西進→交差点①を右折→入口①又は出入口②を左折により来店 (退店) 出入口②又は出口③を右折→交差点①を左折→県道 326 号松山松前伊予線を北東進により退店</p> <p><b>【南東方面】ゾーン C</b> (来店) 松山環状線及び市道雄郡 24 号線を北西進→交差点②を右折→県道 326 号松山松前伊予線を北東進→交差点①を左折→入口①又は出入口②を左折により来店 (退店) 出入口②又は出口③を右折→交差点①を右折→県道 326 号松山松前伊予線を南西進→交差点②を左折→市道雄郡 24 号線を南東進により退店</p> <p><b>【南西方面】ゾーン D</b></p>	○									

	<p>(来店)          県道 326 号松山松前伊予線を北東進→交差点②を直進→交差点①を左折→入口①又は出入口②を左折により来店</p> <p>(退店)          出入口②又は③を右折→交差点①を右折→県道 326 号松山松前伊予線を南西進→交差点②を直進により退店</p> <p>【直近方面】ゾーンE</p> <p>(来店)          市道雄郡 12 号線を南進→出入口②を右折により来店</p> <p>(退店)          出口③を左折→市道雄郡 12 号線を北進により退店</p> <p>(円滑な入出庫対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入口①手前のセットバック敷に、日東入口、入口専用を示した路面標示を行う。</li> <li>・ 出入口②付近に、駐車場出入口を示す看板を設置する。併せて、右折出庫を示す看板、路面標示を行う。</li> <li>・ 出口③付近の敷地内に、出口専用、右折出庫、進入禁止を示した路面標示を行う。併せて、右折出庫、進入禁止を促す看板を設置する。</li> <li>・ 出入口②、出口③付近に歩行者に注意する旨記載した看板を設置する。</li> <li>・ 新聞の折込チラシに案内図を印刷し、来客へ案内経路を周知する。</li> <li>・ オープン時や繁忙期には駐車場出入口等に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な車両の誘導・整理を行う。</li> <li>・ オープン時及び平常時において、来客車両による渋滞等により周辺地域に影響が生じた場合や、地元警察署より渋滞解消や安全への対策の要望があった場合には、店長が状況を確認し、関係機関との協議により対応する。</li> </ul>	
(2) 歩行者の通行の利便の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入口付近に停止線と路面標示を行い、出庫車両の一旦停止と前面道路の歩行者への安全確認を促す。</li> <li>・ 出入口前面道路は通学路に指定されていないものの、安全確認を促す歩行者注意看板を設置する。</li> <li>・ 出入口付近の見通しを確保した構造とし、歩行者の通行に配慮する。</li> <li>・ 東側市道に面したセットバック敷に、歩行者通路を設置する。</li> </ul>	○
(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商品の簡易包装、梱包に努める。</li> <li>・ 段ボールの再資源化を図る。</li> </ul>	○
(4) 防災・防犯対策への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体から要請があった場合、災害時の避難場所として駐車場敷地の一部の使用や店舗で扱っている商品の緊急時における提供について、協議検討の上、協力する。</li> <li>・ 警察、自治会、PTA等の関係機関、地元団体から防犯対策について協力要請がある場合は、可能な限り協力する。</li> <li>・ 駐車場利用可能時間帯以外は出入口をプラチェーンで閉鎖する。</li> <li>・ 定期的巡回による青少年の蟻集防止や犯罪防止、防犯カメラの設置による死角の排除、防犯灯の適切な配置、必要に応じた声かけなど、可能な防犯対策を講じる。</li> </ul>	○

<p>2 騒音の発生その他による周辺地域の生活環境の悪化防止</p> <p>(1) 騒音の発生に係る事項</p> <p>① 騒音に対応するための対応策</p>	<p>(荷さばき施設及び作業に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>十分な作業スペースを確保し、荷さばき時間の短縮を図る。</li> <li>可能な車両については、アイドリング停止の徹底を行う。</li> <li>夜間に荷さばきは行わない。(作業時間：午前6時～午後10時)</li> <li>荷さばき施設の大型シャッターは音が発生しにくい自動シャッターを採用する。</li> </ul> <p>(廃棄物収集作業に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>夜間に廃棄物収集作業は行わない。(作業時間：午前8時～午後8時)</li> </ul> <p>(設備機器に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>騒音発生源となる設備機器については、低騒音型機器を導入する。また、定期的な保守点検により、故障等による異音の発生を防ぐ。</li> </ul> <p>(駐車場の騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オープン時や繁忙期など混雑が見込まれる際には、交通整理員を配置し、場内走行の円滑化を図ることで、渋滞の発生による騒音を防止する。</li> <li>建物1階屋根上の室外機置場(2箇所)周辺に、高さ2.0mの遮音壁を設置するほか、敷地北側・南側の住宅との敷地境界付近に、高さ1.8mの目隠しフェンスを設置し、騒音の低減を図る。</li> </ul> <p>(BGM等の営業宣伝活動に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>BGM等屋外への営業宣伝活動は行わない。</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>騒音に関して苦情等問題が発生した場合は、誠意をもって対応する。</li> </ul>	○																																																																														
<p>② 騒音の予測・評価</p>	<p>等価騒音レベル</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">【昼間】 (単位：dB)</th> <th colspan="4">【夜間】 (単位：dB)</th> </tr> <tr> <th>地点</th> <th>類型</th> <th>基準値</th> <th>予測値</th> <th>地点</th> <th>類型</th> <th>基準値</th> <th>予測値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A 1 F</td><td rowspan="10">C</td><td rowspan="10">60</td><td>50.2</td><td>A 1 F</td><td rowspan="10">C</td><td rowspan="10">50</td><td>36.8</td></tr> <tr><td>A 2 F</td><td>52.9</td><td>A 2 F</td><td>39.5</td></tr> <tr><td>B 1 F</td><td>46.3</td><td>B 1 F</td><td>37.1</td></tr> <tr><td>B 2 F</td><td>56.5</td><td>B 2 F</td><td>39.1</td></tr> <tr><td>C 1 F</td><td>48.7</td><td>C 1 F</td><td>36.2</td></tr> <tr><td>C 2 F</td><td>48.6</td><td>C 2 F</td><td>36.2</td></tr> <tr><td>C 3 F</td><td>48.6</td><td>C 3 F</td><td>37.9</td></tr> <tr><td>D 1 F</td><td>42.4</td><td>D 1 F</td><td>29.9</td></tr> <tr><td>D 2 F</td><td>55.8</td><td>D 2 F</td><td>34.8</td></tr> </tbody> </table> <p>※C類型：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域</p> <p>等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともにすべての予測地点で環境基準を満足している。</p> <p>夜間の騒音発生源ごとの最大値 (単位：dB)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>地点</th> <th>区域</th> <th>基準値</th> <th>予測値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A' 1 F</td><td rowspan="8">第3種</td><td rowspan="8">50</td><td>33.2</td></tr> <tr><td>A' 2 F</td><td>36.9</td></tr> <tr><td>B' 1 F</td><td>32.7</td></tr> <tr><td>B' 2 F</td><td>45.1</td></tr> <tr><td>C' 1 F</td><td>60.6</td></tr> <tr><td>C' 2 F</td><td>57.7</td></tr> <tr><td>C' 3 F</td><td>55.0</td></tr> <tr><td>D' 1 F</td><td>37.8</td></tr> </tbody> </table>	【昼間】 (単位：dB)				【夜間】 (単位：dB)				地点	類型	基準値	予測値	地点	類型	基準値	予測値	A 1 F	C	60	50.2	A 1 F	C	50	36.8	A 2 F	52.9	A 2 F	39.5	B 1 F	46.3	B 1 F	37.1	B 2 F	56.5	B 2 F	39.1	C 1 F	48.7	C 1 F	36.2	C 2 F	48.6	C 2 F	36.2	C 3 F	48.6	C 3 F	37.9	D 1 F	42.4	D 1 F	29.9	D 2 F	55.8	D 2 F	34.8	地点	区域	基準値	予測値	A' 1 F	第3種	50	33.2	A' 2 F	36.9	B' 1 F	32.7	B' 2 F	45.1	C' 1 F	60.6	C' 2 F	57.7	C' 3 F	55.0	D' 1 F	37.8	○
【昼間】 (単位：dB)				【夜間】 (単位：dB)																																																																												
地点	類型	基準値	予測値	地点	類型	基準値	予測値																																																																									
A 1 F	C	60	50.2	A 1 F	C	50	36.8																																																																									
A 2 F			52.9	A 2 F			39.5																																																																									
B 1 F			46.3	B 1 F			37.1																																																																									
B 2 F			56.5	B 2 F			39.1																																																																									
C 1 F			48.7	C 1 F			36.2																																																																									
C 2 F			48.6	C 2 F			36.2																																																																									
C 3 F			48.6	C 3 F			37.9																																																																									
D 1 F			42.4	D 1 F			29.9																																																																									
D 2 F			55.8	D 2 F			34.8																																																																									
地点			区域	基準値			予測値																																																																									
A' 1 F	第3種	50	33.2																																																																													
A' 2 F			36.9																																																																													
B' 1 F			32.7																																																																													
B' 2 F			45.1																																																																													
C' 1 F			60.6																																																																													
C' 2 F			57.7																																																																													
C' 3 F			55.0																																																																													
D' 1 F			37.8																																																																													

	D' 2 F			50.1															
	<p>※第3種区域：住居の用にあわせて商業、工業の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域</p> <p>夜間の騒音発生源ごとの最大値について、C' 1 F、C' 2 F、C' 3 F、D' 2 F 地点において来客車両走行音及び従業員車両走行音により基準値を超過した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点</th> <th>区域</th> <th>基準値</th> <th>予測値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C' 1 F</td> <td rowspan="4">第3種</td> <td rowspan="4">50</td> <td>48.6</td> </tr> <tr> <td>C' 2 F</td> <td>45.7</td> </tr> <tr> <td>C' 3 F</td> <td>43.0</td> </tr> <tr> <td>D' 2 F</td> <td>38.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>これらの基準値を超える音源（来客車両走行音及び従業員車両走行音）について、実測値を用いて再予測を行ったところ、すべての地点で基準値を満足した。</p> <p>なお、開店後、苦情等が発生した場合は、誠意をもって対応する。</p>					地点	区域	基準値	予測値	C' 1 F	第3種	50	48.6	C' 2 F	45.7	C' 3 F	43.0	D' 2 F	38.1
地点	区域	基準値	予測値																
C' 1 F	第3種	50	48.6																
C' 2 F			45.7																
C' 3 F			43.0																
D' 2 F			38.1																
(2) 廃棄物に係る事項等	廃棄物保管施設の容量 65.5 m <sup>3</sup>																		
① 廃棄物等の保管	・ 指針で定める必要な廃棄物保管容量 15.269 m <sup>3</sup> を確保している。				○														
② 廃棄物等の処理	・ 許可業者による運搬・処理を行う。				○														
③ その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方針について	・ 生ごみの密閉保管や施設の定期的な洗浄など適正な管理を行い、ごみの散乱、臭気防止を図る。				○														
(3) 街並みづくり等への配慮等	<p>(景観への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の景観に配慮し、違和感の生じない色合いやデザインとする。</li> </ul> <p>(光害対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外照明、広告照明は周辺民家などに影響が出ないよう方向や強さに配慮する。</li> <li>・ 照明灯の点灯時間は日没から閉店後 30 分までに限り、その他時間帯は消灯する。</li> </ul>				○														
指針の配慮事項以外の項目																			
バリアフリーへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身障者用駐車場 (3.5m×5.0m : 3 台) を確保する。</li> <li>・ 身障者駐車場は駐車場車路と動線が重ならないよう、建物風除室前に設置する。</li> <li>・ バリアフリースイレを設置する。</li> </ul>				○														
環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 照明設備は LED とし、消費電力の低減に努める。</li> </ul>				○														

スーパー日東土居田店に係る意見の検討結果

○市町等からの意見

意見提出者	意見の概要	設置者の対応	評価
松山市	意見なし	—	—
一般住民等	<p>出入口を県道 326 号側 1 カ所に集約すれば、市道 12 号を通行する一般車両や緊急車両は来店車両とは分離され、周辺住民への悪影響を軽減し、生活環境を保持することは可能と考える。</p>	<p>駐車場法技術基準で示された交差点から 5m 以上の離隔を確保し出入口設置が困難なことから、市道 12 号に面する敷地をセットバックし、当該市道に面する位置に出入口を計画した。なおセットバックしても、出入口を設置する道路の幅員 6m 以上確保（交差点～交差点の区間まで：駐車場法技術基準）は満たせないことから、各行政庁と協議調整を行った上で、「駐車場法施行令の規定による国土交通大臣認定について」の申請を行い、令和 8 年 2 月 9 日付で国土交通大臣の認定を受けている。</p> <p>市道 12 号を通行する一般車両や緊急車両に対しては、以下に示す交通誘導を行うことで、市道利用に支障がないようにする。</p>	○
	<p>出入口付近に横断歩道と踏切があることから、警備員を複数常駐させ、交通整理・事故防止を図り入退店させること。</p>	<p>最も来客が多い水曜日には、交通整理員を入口 1・出入口 2 に配置し、次に来客数が多い日曜日には、混雑状況を踏まえ、交通整理員の配置を検討・判断する。また、水曜・日曜共に、出口 3 を閉鎖する。17:00～19:00 の左折指導に関しては、混雑状況を見た上で、必要に応じて交通整理員を設置し、誘導を行う。</p> <p>また、出入口 2 付近交通整理員と入口 1 付近の交通整理員の連携を密にし、市道における滞留が生じそうな場合、出庫車両を敷地内で停めることでコントロールする。</p> <p>駐車場が満車となりそうな場合は、入庫制限を行う。</p> <p>上記繁忙時以外にも状況をみながら適宜交通整理員を配置する。</p> <p>交通整理員による来客誘導は、これら対応を踏まえ、横断歩道利用状況、踏切稼働状況、緊急車両走行状況を確認しながら行う。</p>	○
	<p>県道 326 号松山松前伊予線、市道雄郡 12 号線、149 号線、139 号線及び県道 18 号線を通行する来客車両を最大限抑制すること。</p>	<p>出入口 2 における出庫案内は交通整理員により右折で誘導する。</p> <p>ホームページや折込チラシにより、県道から左折来店、県道を左折退店で来客に案内し、県道及び周辺市道に混雑が生じないようにする。</p> <p>出入口 2 と出口 3 に設置予定の看板の西側部分に「地元車両のみ左折出庫」の追記を検討する。</p>	○

	<p>車両セットバック幅を4 m以上として市道の代替機能を補助させること。</p>	<p>更なるセットバックは駐車場の台数が減ることにより、かえって混雑を増加させる恐れがあるとともに、一般車両と来客車両の動線が複雑となり、事故の発生も懸念されるため、現状のセットバックとしたい。なお、先述の対策を講じることで、一般車両や緊急車両の市道の利用に支障が生じないようにする。</p>	<p>○</p>
--	---	--	----------

○県の意見（案） 意見なし

## mac 桜井店（新設）届出概要

店舗の名称	mac 桜井店
所在地	今治市桜井四丁目甲 3 9 3 番 1 外
設置者 (本社)	四国ガス産業株式会社 (今治市)
小売業者 (販売物品)	株式会社大屋 (住・生活関連用品、医薬化粧品、食料品等)
新設年月日	令和 8 年 7 月 2 0 日
店舗面積	1, 1 7 9 m <sup>2</sup>
施設の配置に関する事項	
(1) 駐車場の収容台数	5 0 台 (基準値 3 9 台)
(2) 駐輪場の収容台数	1 0 台 (参考値 3 4 台)
(3) 荷さばき施設の面積	7 2. 9 m <sup>2</sup>
(4) 廃棄物等の保管施設の容量	1 0. 1 1 m <sup>3</sup> (2 箇所) (基準値 8. 0 8 m <sup>3</sup> )
施設の運営方法に関する事項	
(1) 開店時刻及び閉店時刻	午前 9 時～午前 0 時
(2) 駐車場の利用可能時間帯	午前 8 時 3 0 分～午前 0 時 3 0 分
(3) 駐車場の出入口の数	2 箇所
(4) 荷さばき可能時間帯	午前 6 時～午後 1 0 時

○届出年月日      令和 7 年 1 1 月 1 9 日

○公告年月日      令和 7 年 1 2 月    5 日

○説明会開催日    令和 8 年    1 月 1 9 日 (届出日から 2 か月以内)

**○県意見提示期限   令和 8 年   7 月 1 9 日 (届出日から 8 か月以内)**

## mac 桜井店指針配慮事項の対応状況

指針配慮事項	設置者による対応状況	評価
<b>I 基本事項</b>		
1 事前の調査等	・所轄警察署（今治警察署）、店舗設置市等と事前協議済み。	○
2 まちづくりに関する公的計画との整合性	・用途地域：準工業地域、第一種中高層住居専用地域	○
3 夜間営業についての考え方	・来店客に対し、店内アナウンス等により駐車場内における静穏にご協力いただくよう周知する。 ・夜間に荷さばき、廃棄物収集作業は行わない。	○
4 説明会の開催	・日時：令和8年1月19日（月）18：00～19：00 ・場所：今治市桜井公民館 2階和室 （今治市桜井三丁目6-8） ・出席者：9名	○
5 対応策の履行	・施工担当業者である大和ハウス工業と小売業者である株式会社大屋、立地法担当の株式会社五星とで、立地法届出図面と施工現場との摺り合わせを行う。 ・小売業者である株式会社大屋から店舗責任者（店長）へ届出内容の説明を行う。なお、変更届が必要となる事項については重点的に説明を行う。 ・店長より各従業員へは社員教育時に内容周知を行う。	○
6 事前の予測と乖離が生じた場合の追加的対策	・事前の予測と乖離が生じた場合は、設置者本社内で調整・対応し、場合により行政にも相談を行う。 ・お客様や地域住民等、外部からの意見や苦情等を受けた場合は、その内容を確認・検討し、必要に応じて行政の所管部局へ連絡するなど、対策を講じる。 ・騒音等に関し苦情等問題が発生した場合は苦情先との協議を行い、先方の意向を踏まえた上で、場合によっては遮音壁の設置、機器や施設稼働時間の短縮、駐車場の部分的な閉鎖等の対策を講じるなど誠意をもって対応する。	○
7 繁忙期等の追加的対策	・オープン時には駐車場出入口等に交通整理員を配置する。また、状況に応じて、繁忙時には駐車場出入口等に交通整理員を配置する ・交通整理員については、各出入口付近に1名を想定しており、状況に応じて増員、減員を行う。 ・オープン時には、従業員駐車場を来客用に開放する。	○
8 地域貢献に関する取組み	・地元より祭りや各種行事への協力依頼があれば検討する。 ・地元業者、県内業者との取引を促進する。 ・従業員の地元採用を積極的に推進する。 ・地元小中学校より職場体験の要望等があれば、受入れを検討する。 ・警察署、消防署等との連絡が速やかに行えるよう連絡表を作成し、マニュアル化する。 ・災害時においては、地元自治会等と連携し、可能な限り物資の提供等を検討する。 ・週に1～2回程度、店舗周辺の清掃を行う。 ・万一撤退せざるを得ない場合においては、「早期の情報提供」、「後継店の確保」、「従業員雇用の確保」、「取引先企業への対応」、「店舗閉鎖に伴う環境悪化防止」などについて誠意をもって対応する。	○
<b>II 大規模小売店舗の施設の配置および運営方法に関する事項</b>		
1 住民等の利便の確保 (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項	収容台数：50台（一般用49台 身障者用1台） ・指針基準値による必要台数39台を確保している。	○

① 駐車場の必要台数の確保																	
② 駐車場の位置及び構造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自走式平面駐車場（ゲートなし）である。</li> <li>・入庫処理能力は出入口 1 箇所あたり 450 台／時間であり、ピーク時来店台数の 63 台/時を上回る。</li> </ul>	○															
③ 駐輪場の確保等	<p>収容台数：10 台</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模小売店舗立地法の指針に示される参考値（店舗面積 35 m<sup>2</sup>あたり 1 台）によると必要駐輪台数 34 台となるが、既存類似店舗のデータを基に必要台数を算出した結果、必要駐輪台数は 5 台と予測される。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="491 481 1401 683"> <thead> <tr> <th>店舗名</th> <th>店舗面積</th> <th>最大駐輪台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>久万ノ台店</td> <td>1,301 m<sup>2</sup></td> <td>5 台 (R7.9.7 利用実態調査結果)</td> </tr> <tr> <td>川東店</td> <td>1,311 m<sup>2</sup></td> <td>4 台 (R7.9.7 利用実態調査結果)</td> </tr> <tr> <td>久万高原店</td> <td>1,070 m<sup>2</sup></td> <td>3 台 (R7.9.7 利用実態調査結果)</td> </tr> <tr> <td>桜井店</td> <td>1,179 m<sup>2</sup></td> <td>5 台 (5 台×1,179 m<sup>2</sup>/1,301 m<sup>2</sup>)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原動機付自転車及び自動二輪車は、駐輪場を共用で利用する。</li> </ul>	店舗名	店舗面積	最大駐輪台数	久万ノ台店	1,301 m <sup>2</sup>	5 台 (R7.9.7 利用実態調査結果)	川東店	1,311 m <sup>2</sup>	4 台 (R7.9.7 利用実態調査結果)	久万高原店	1,070 m <sup>2</sup>	3 台 (R7.9.7 利用実態調査結果)	桜井店	1,179 m <sup>2</sup>	5 台 (5 台×1,179 m <sup>2</sup> /1,301 m <sup>2</sup> )	○
店舗名	店舗面積	最大駐輪台数															
久万ノ台店	1,301 m <sup>2</sup>	5 台 (R7.9.7 利用実態調査結果)															
川東店	1,311 m <sup>2</sup>	4 台 (R7.9.7 利用実態調査結果)															
久万高原店	1,070 m <sup>2</sup>	3 台 (R7.9.7 利用実態調査結果)															
桜井店	1,179 m <sup>2</sup>	5 台 (5 台×1,179 m <sup>2</sup> /1,301 m <sup>2</sup> )															
④ 荷捌き施設の整備等	<p>荷さばき施設の面積：72.9 m<sup>2</sup>（2 箇所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷さばき施設 1、2 のいずれも処理能力(3 台/時)を確保しており、ピーク時 1 時間の搬入車両による負荷（2 台/時）を上回っている。</li> </ul> <p>※荷さばき平均作業時間は 20 分。</p>	○															
⑤ 経路の設定、円滑な入出庫対策等	<p>（経路の設定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商圈を半径 2 km とし、県道 38 号今治波方港線、市道桜井朝倉線、市道桜井本線を主要アクセス経路とする。</li> </ul> <p>【北方面】ゾーン A</p> <p>（来店）      県道 38 号今治波方港線を南進→交差点①を直進→県道 38 号今治波方港線を南進→出入口①を右折により来店</p> <p>（退店）      出入口①を左折→県道 38 号今治波方港線を北進→交差点①を直進→県道 38 号今治波方港線を北進により退店</p> <p>【東方面】ゾーン B</p> <p>（来店）      市道桜井本線を南西進→交差点②を右折→県道 38 号今治波方港線を北進→出入口②を左折により来店</p> <p>（退店）      出入口①を左折→県道 38 号今治波方港線を北進→交差点①を右折→市道桜井朝倉線を北東進により退店</p> <p>【西方面】ゾーン C</p> <p>（来店）      市道桜井朝倉線を北東進→交差点①を右折→県道 38 号今治波方港線を南進→出入口①を右折により来店</p> <p>（退店）      出入口①を左折→県道 38 号今治波方港線を北進→交差点①を左折→市道桜井朝倉線を南西進により退店</p> <p>【南方面】ゾーン D</p> <p>（来店）      県道 38 号今治波方港線を北進→交差点②を直進→県道 38 号今治波方港線を北進→出入口②を左折により来店</p> <p>（退店）      出入口②を右折→県道 38 号今治波方港線を南進→交差点②を直進→県道 38 号今治波方港線を南進により退店</p>	○															

	<p><b>【南西方面】ゾーンE</b>  (来店)  市道桜井本線を北東進→交差点②を左折→県道 38 号今治波方港線を北進→出入口②を左折により来店  (退店)  出入口②を右折→県道 38 号今治波方港線を南進→交差点②を右折→市道桜井本線を南西進により退店  (円滑な入出庫対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入口付近に、駐車場出入口を示す看板を設置する。</li> <li>・ 出入口付近に、通学路に注意する旨記載した看板を設置する。</li> <li>・ 新聞の折込チラシに案内図を印刷し、来客へ案内経路を周知する。</li> <li>・ オープン時や繁忙期には駐車場出入口等に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な車両の誘導・整理を行う。</li> <li>・ オープン時及び平常時において、来客車両による渋滞等により周辺地域に影響が生じた場合や、地元警察署より渋滞解消や安全への対策の要望があった場合には、店長が状況を確認し、関係機関との協議により対応する。</li> </ul>	
(2) 歩行者の通行の利便の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入口付近に停止線と路面標示を行い、出庫車両の一旦停止と前面道路の歩行者への安全確認を促す。</li> <li>・ 出入口前面道路は桜井小学校、桜井中学校の通学路に指定されているため、安全確認を促す通学路注意看板を設置する。</li> <li>・ 出入口付近の見通しを確保した構造とする。</li> <li>・ 荷さばき施設を2箇所とし、荷さばき施設1は、開店前に搬入を行うことにより来店歩行者及び自転車との交錯は生じない計画としている。荷さばき施設2は、来店歩行者及び自転車と業務車両の交錯を避けるため、従業員にて適宜安全に誘導を行い、事故発生防止に務める。</li> <li>・ 敷地西側に歩行者自転車専用の出入口を設置する。</li> </ul>	○
(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商品の簡易包装、梱包に努める。</li> <li>・ 段ボールの再資源化を図る。</li> </ul>	○
(4) 防災・防犯対策への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体から要請があった場合、災害時の避難場所として駐車場敷地の一部の使用や店舗で扱っている商品の緊急時における提供について、協議検討の上、協力する。</li> <li>・ 警察、自治会、PTA等の関係機関、地元団体から防犯対策について協力要請がある場合は、可能な限り協力する。</li> <li>・ 駐車場利用可能時間帯以外は出入口をプラチェーンで閉鎖する。</li> <li>・ 定期的巡回による青少年の蟻集防止や犯罪防止、防犯カメラの設置による死角の排除、防犯灯の適切な配置、必要に応じた声かけなど、可能な防犯対策を講じる。</li> </ul>	○

<p>2 騒音の発生その他による周辺地域の生活環境の悪化防止</p> <p>(1) 騒音の発生に係る事項</p> <p>① 騒音に対応するための対応策</p>	<p>(荷さばき施設及び作業に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>十分な作業スペースを確保し、荷さばき時間の短縮を図る。</li> <li>可能な車両については、荷さばき車両のアイドリング停止の徹底を行う。</li> <li>夜間に荷さばきを行わない。(作業時間：午前6時～午後6時)</li> </ul> <p>(廃棄物収集作業に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>夜間に廃棄物収集作業を行わない。(作業時間：午前6時～午後6時)</li> </ul> <p>(設備機器に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>騒音発生源となる設備機器については、低騒音型機器を導入する。また、定期的な保守点検により、故障等による異音の発生を防ぐ。</li> </ul> <p>(駐車場の騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オープン時や繁忙期など混雑が見込まれる際には、交通整理員を配置し、場内走行の円滑化を図ることで、渋滞の発生による騒音を防止する。</li> <li>敷地北側・南側・西側の住宅との敷地境界付近に、高さ1.5～1.8mの目隠しフェンスを設置し、騒音の低減を図る。</li> </ul> <p>(BGM等の営業宣伝活動に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>BGM等屋外への営業宣伝活動を行わない。</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>騒音に関して苦情等問題が発生した場合は、誠意をもって対応する。</li> </ul>	○																																																																		
<p>② 騒音の予測・評価</p>	<p>等価騒音レベル</p> <p>【昼間】 (単位：dB)</p> <table border="1" data-bbox="491 981 917 1330"> <thead> <tr> <th>地点</th> <th>類型</th> <th>基準値</th> <th>予測値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td rowspan="5">C</td> <td rowspan="5">60</td> <td>47.9</td> </tr> <tr> <td>B 1 F</td> <td>45.9</td> </tr> <tr> <td>B 2 F</td> <td>45.8</td> </tr> <tr> <td>C 1 F</td> <td>31.7</td> </tr> <tr> <td>C 2 F</td> <td>42.3</td> </tr> <tr> <td>D 1 F</td> <td rowspan="2">A</td> <td rowspan="2">55</td> <td>36.7</td> </tr> <tr> <td>D 2 F</td> <td>44.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>【夜間】 (単位：dB)</p> <table border="1" data-bbox="973 981 1399 1330"> <thead> <tr> <th>地点</th> <th>類型</th> <th>基準値</th> <th>予測値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td rowspan="5">C</td> <td rowspan="5">50</td> <td>26.5</td> </tr> <tr> <td>B 1 F</td> <td>34.3</td> </tr> <tr> <td>B 2 F</td> <td>34.2</td> </tr> <tr> <td>C 1 F</td> <td>25.8</td> </tr> <tr> <td>C 2 F</td> <td>36.6</td> </tr> <tr> <td>D 1 F</td> <td rowspan="2">A</td> <td rowspan="2">45</td> <td>35.0</td> </tr> <tr> <td>D 2 F</td> <td>43.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※A類型：専ら住居の用に供される地域 C類型：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域</p> <p>等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともにすべての予測地点で環境基準を満足している。</p> <p>夜間の騒音発生源ごとの最大値 (単位：dB)</p> <table border="1" data-bbox="491 1585 1114 1966"> <thead> <tr> <th>地点</th> <th>区域</th> <th>基準値</th> <th>予測値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A'</td> <td rowspan="5">第3種</td> <td rowspan="5">50</td> <td>31.3</td> </tr> <tr> <td>B' 1 F</td> <td>62.4</td> </tr> <tr> <td>B' 2 F</td> <td>58.6</td> </tr> <tr> <td>C' 1 F</td> <td>38.1</td> </tr> <tr> <td>C' 2 F</td> <td>53.3</td> </tr> <tr> <td>D' 1 F</td> <td rowspan="2">第2種</td> <td rowspan="2">45</td> <td>38.5</td> </tr> <tr> <td>D' 2 F</td> <td>33.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 第3種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するために騒音の発生を防止する必要がある区域</p>	地点	類型	基準値	予測値	A	C	60	47.9	B 1 F	45.9	B 2 F	45.8	C 1 F	31.7	C 2 F	42.3	D 1 F	A	55	36.7	D 2 F	44.8	地点	類型	基準値	予測値	A	C	50	26.5	B 1 F	34.3	B 2 F	34.2	C 1 F	25.8	C 2 F	36.6	D 1 F	A	45	35.0	D 2 F	43.8	地点	区域	基準値	予測値	A'	第3種	50	31.3	B' 1 F	62.4	B' 2 F	58.6	C' 1 F	38.1	C' 2 F	53.3	D' 1 F	第2種	45	38.5	D' 2 F	33.8	○
地点	類型	基準値	予測値																																																																	
A	C	60	47.9																																																																	
B 1 F			45.9																																																																	
B 2 F			45.8																																																																	
C 1 F			31.7																																																																	
C 2 F			42.3																																																																	
D 1 F	A	55	36.7																																																																	
D 2 F			44.8																																																																	
地点	類型	基準値	予測値																																																																	
A	C	50	26.5																																																																	
B 1 F			34.3																																																																	
B 2 F			34.2																																																																	
C 1 F			25.8																																																																	
C 2 F			36.6																																																																	
D 1 F	A	45	35.0																																																																	
D 2 F			43.8																																																																	
地点	区域	基準値	予測値																																																																	
A'	第3種	50	31.3																																																																	
B' 1 F			62.4																																																																	
B' 2 F			58.6																																																																	
C' 1 F			38.1																																																																	
C' 2 F			53.3																																																																	
D' 1 F	第2種	45	38.5																																																																	
D' 2 F			33.8																																																																	

	<p>夜間の騒音発生源ごとの最大値について、B' 1F、B' 2F、C' 2F 地点において来客車両走行音により基準値を超過した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点</th> <th>区域</th> <th>基準値</th> <th>予測値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B' 1F</td> <td rowspan="3">第3種</td> <td rowspan="3">50</td> <td>43.9</td> </tr> <tr> <td>B' 2F</td> <td>40.1</td> </tr> <tr> <td>C' 2F</td> <td>34.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>これらの基準値を超える音源（来客車両走行音）について、実測値を用いて再予測を行ったところ、すべての地点で基準値を満足した。</p> <p>なお、開店後、苦情等が発生した場合は、誠意をもって対応する。</p>	地点	区域	基準値	予測値	B' 1F	第3種	50	43.9	B' 2F	40.1	C' 2F	34.8	
地点	区域	基準値	予測値											
B' 1F	第3種	50	43.9											
B' 2F			40.1											
C' 2F			34.8											
(2) 廃棄物に係る事項等	<p>廃棄物保管施設の容量 10.11 m<sup>3</sup>（2箇所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指針で定める必要な廃棄物保管容量 8.08 m<sup>3</sup>を確保している。</li> </ul>	○												
① 廃棄物等の保管														
② 廃棄物等の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可業者による運搬・処理を行う。</li> </ul>	○												
③ その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方針について	<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみの密閉保管や施設の定期的な洗浄など適正な管理を行い、ごみの散乱、異臭防止を図る。</li> </ul>	○												
(3) 街並みづくり等への配慮等	<p>(景観への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観に配慮し、違和感の生じない色合いやデザインとする。(光害対策)</li> <li>屋外照明、広告照明は周辺民家などに影響が出ないよう方向や強さに配慮する。</li> <li>照明灯の点灯時間は日没から閉店後 30 分までに限り、その他時間帯は消灯する。</li> </ul>	○												
指針の配慮事項以外の項目														
バリアフリーへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>身障者用駐車場（3.5m×5.0m：1台）を確保する。</li> <li>バリアフリースイレを設置する。</li> </ul>	○												
環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>照明設備は LED とし、消費電力の低減に努める。</li> </ul>	○												

#### mac 桜井店に係る意見の検討結果

##### ○市町等からの意見

意見提出者	意見の概要	設置者の対応	評価
今治市	意見なし	—	—
一般住民等	意見なし	—	—

##### ○県の意見（案） 意見なし

#### 4 その他

##### (1) 次回以降の審査案件

大規模小売店舗の名称 (所在地)	主な届出内容 (新設・変更日)	届出年月日	公告年月日	説明会開催日	市町村意見期限	県の意見提示期限
(仮称) ドラッグストアモリ今治八町西店 (今治市)	新設 (店舗面積 1,470 m <sup>2</sup> ) (R10.2.1)	R8.1.21	R8.2.6	R8.3.17	R8.6.5	R8.9.21
イオンモール新居浜 (新居浜市)	駐車場の位置及び収容台数、駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (R8.10.1)	R8.1.30	R8.2.20	掲示	R8.6.19	R8.9.30
ドラッグコスモス妻鳥店 (四国中央市)	新設 (店舗面積 1,356 m <sup>2</sup> ) (R8.10.18)	R8.2.17	R8.2.27	R8.3.26	R8.6.26	R8.10.17
くすりのレディ新居浜松木店 (新居浜市)	新設 (店舗面積 1,236 m <sup>2</sup> ) (R8.12.14)	R8.4.13	R8.4.24	未定	R8.8.24	R8.12.13

※網掛部は審議会案件 (新設、増床、市町や住民から法に基づく意見があったもの等) である。

(2) フォローアップ調査について  
調査予定等

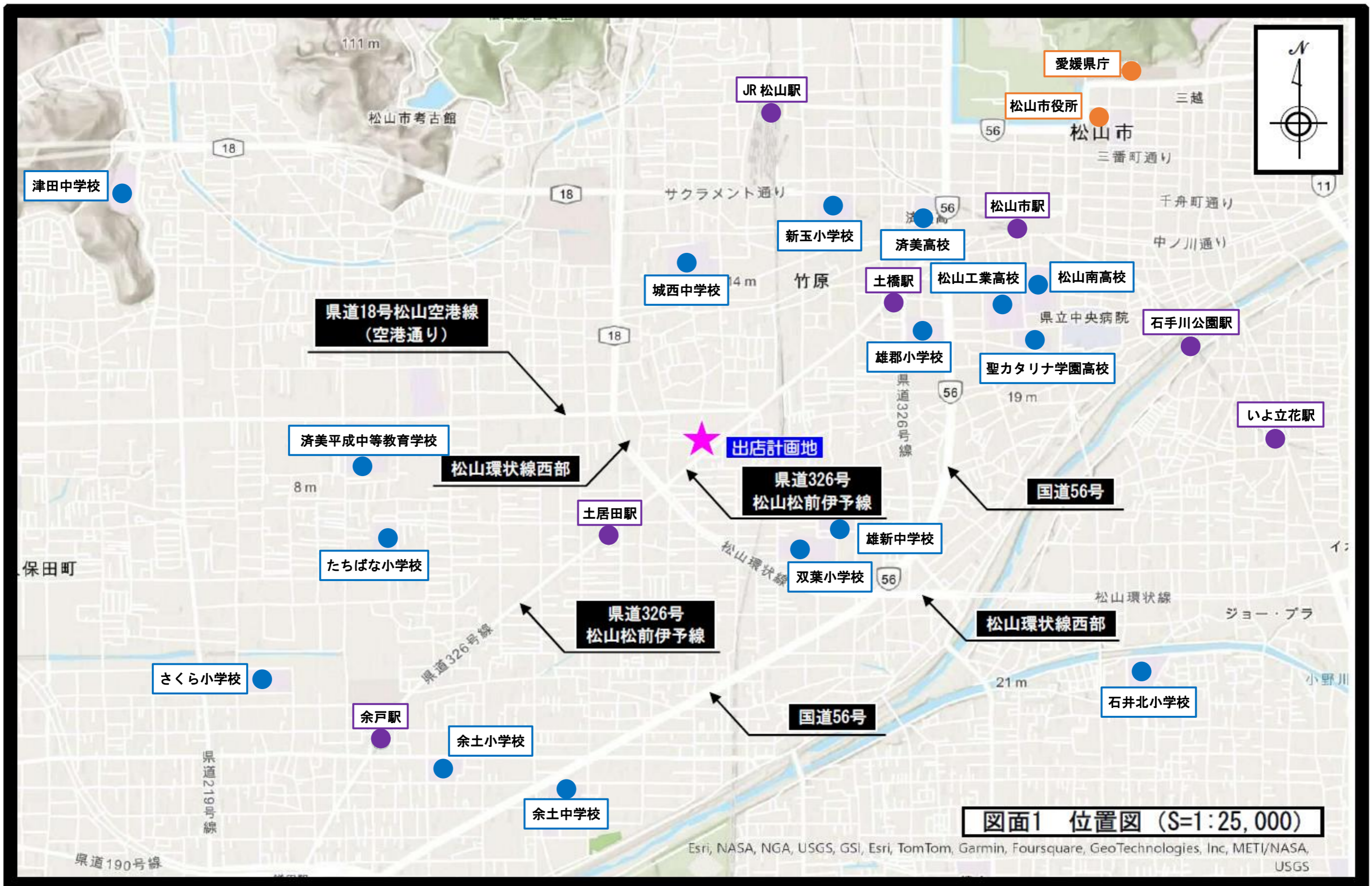
大規模小売店舗の届出 名称 (所在地)	届出 内容	届出 年月日	法定手続 終了年月日	新設・変更 年月日	実施調査の状況
西条ファッションモ ール (西条市)	新設	R6. 8. 20	R7. 3. 12	R7. 12. 3	(西条市からの報告) 問題なし。 (県の意見) 設置市が実施した実態調査の結果 及び店舗設置者の自己評価の結果、 周辺生活環境への問題は発生して おらず、また、周辺住民からの苦情 も発生していないものの、オープン 時に、駐輪場の収容台数を超過して おり、今後も繁忙期に超過する可能 性があることから、駐輪場の増設を 検討するよう要望した。
(仮称) ドラッグス ストアモリ新居浜徳常 店・セブン-イレブ ン新居浜徳常町店 (新居浜市)	新設	R6. 9. 27	R7. 4. 18	R7. 8. 23	(新居浜市からの報告) 問題なし。 (県の意見) 設置市が実施した実態調査の結果 及び店舗設置者の自己評価の結果、 周辺生活環境への問題は発生して おらず、また、周辺住民からの苦情 も発生していないため、問題なし。
クスリのアオキ喜光 地店 (新居浜市)	変更	R6. 10. 15	R7. 4. 18	R7. 9. 17	(新居浜市からの報告) 問題なし。 (県の意見) 設置市が実施した実態調査の結果 及び店舗設置者の自己評価の結果、 周辺生活環境への問題は発生して おらず、また、周辺住民からの苦情 も発生していないため、問題なし。
スーパーセンタート ライアル西条店 (西条市)	新設	R6. 11. 13	R7. 6. 6	R7. 11. 26	(西条市からの報告) 問題なし。 (県の意見) 設置市が実施した実態調査の結果 及び店舗設置者の自己評価の結果、 周辺生活環境への問題は発生して おらず、また、周辺住民からの苦情 も発生していないため、問題なし。
ラ・ムー今治店 (今治市)	新設	R6. 11. 13	R7. 6. 6	R7. 11. 13	照会中
クスリのアオキ今治 本町店 (今治市)	変更	R7. 2. 6	R7. 8. 18	R7. 12. 10	照会中
ドラッグコスモス大 可賀店 (松山市)	新設	R7. 2. 19	R7. 9. 24	R8. 1. 17	照会中
コメリハード&グリ ーン今治店 (今治市)	新設	R7. 6. 25	R8. 2. 12	R8. 3. 28	5月下旬頃照会予定

参考資料（関係図面）

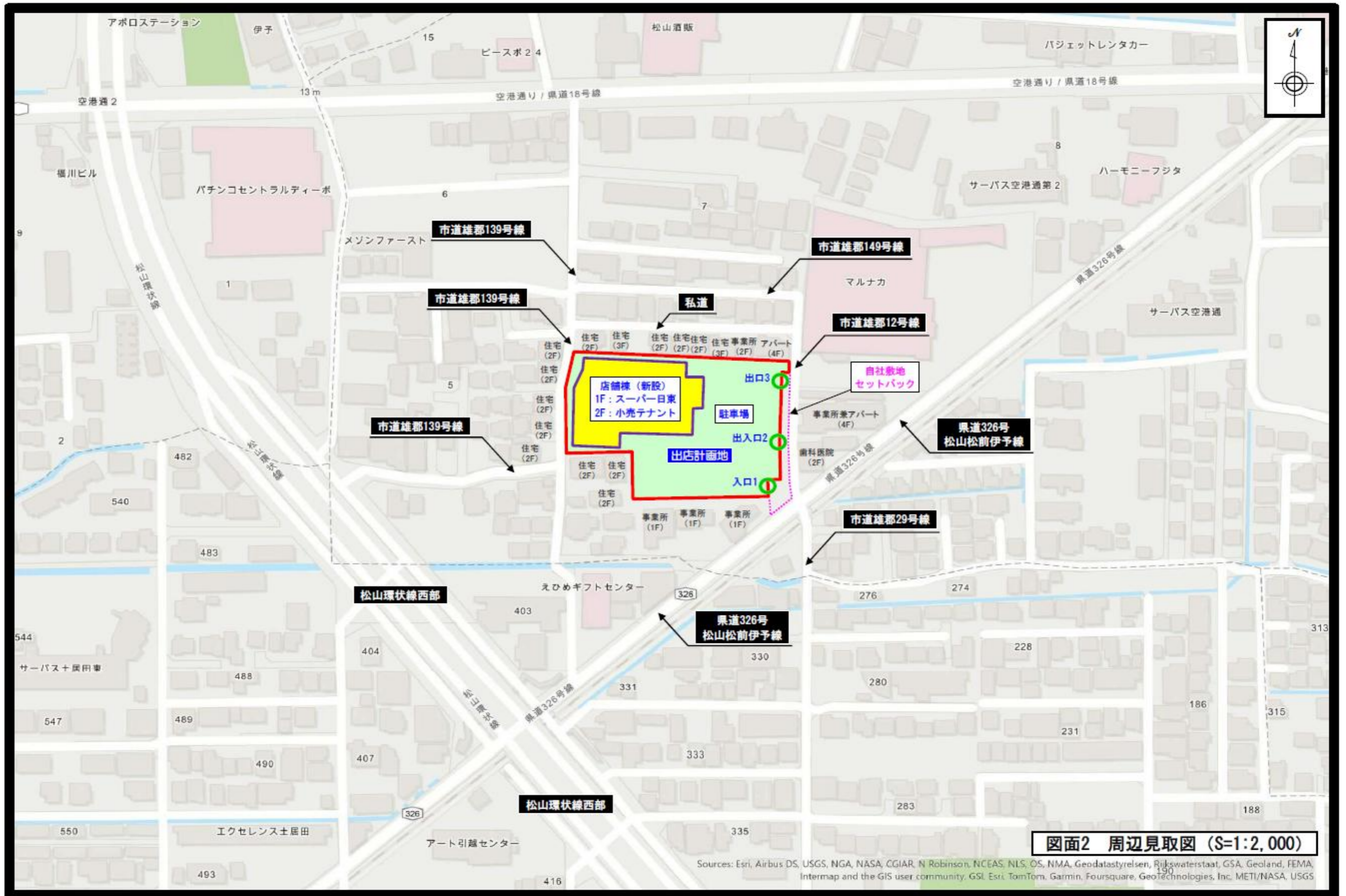
（1）届出案件についての審査（2件）

○スーパー日東土居田店	1 ~ 9
○mac 桜井店	10 ~ 17

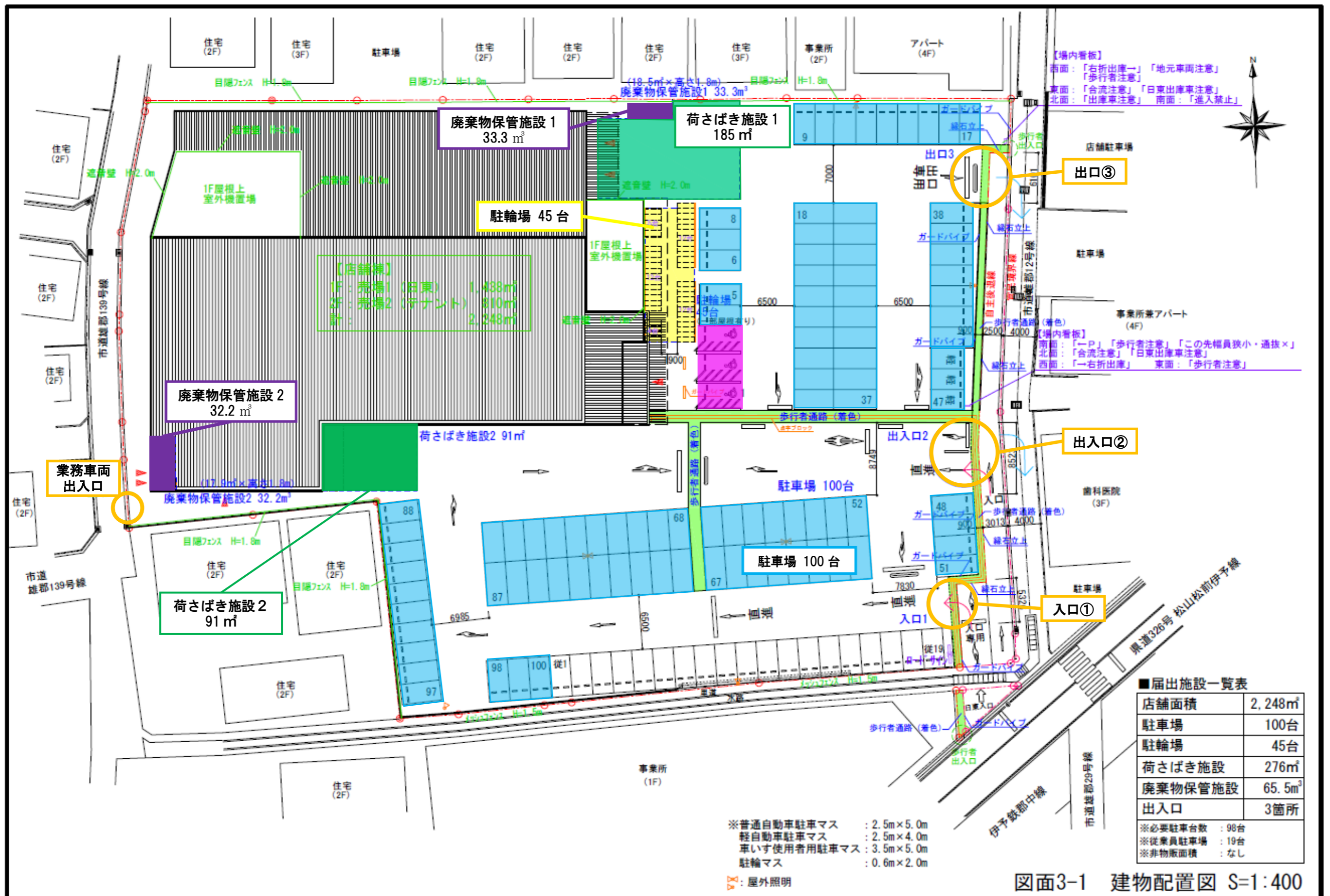
図面① 広域見取図（スーパー日東土居田店）



図面② 周辺見取図（スーパー日東土居田店）



図面③ 配置図 (スーパー日東土居田店)

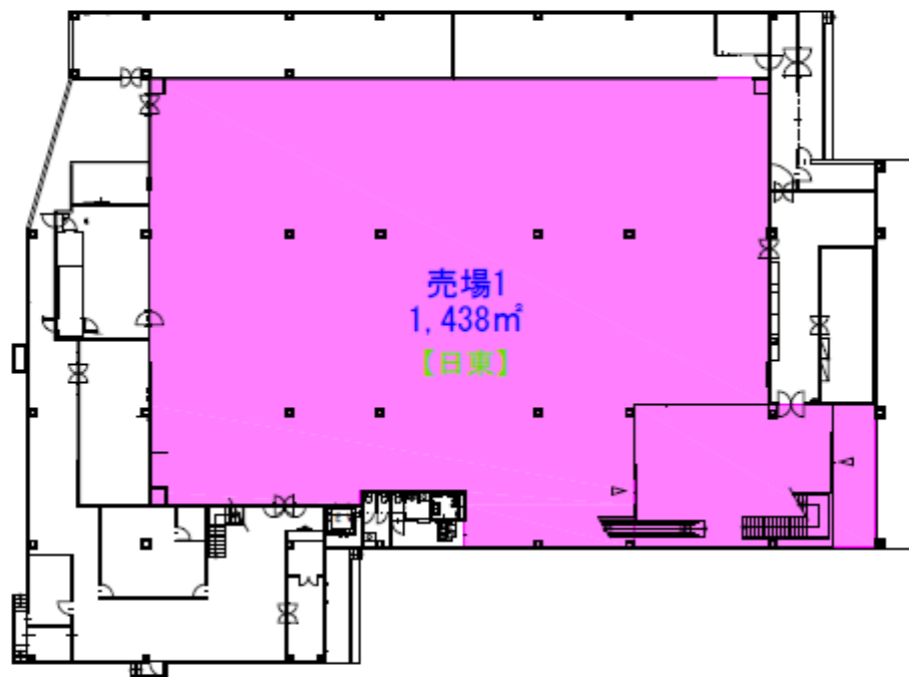


■届出施設一覧表

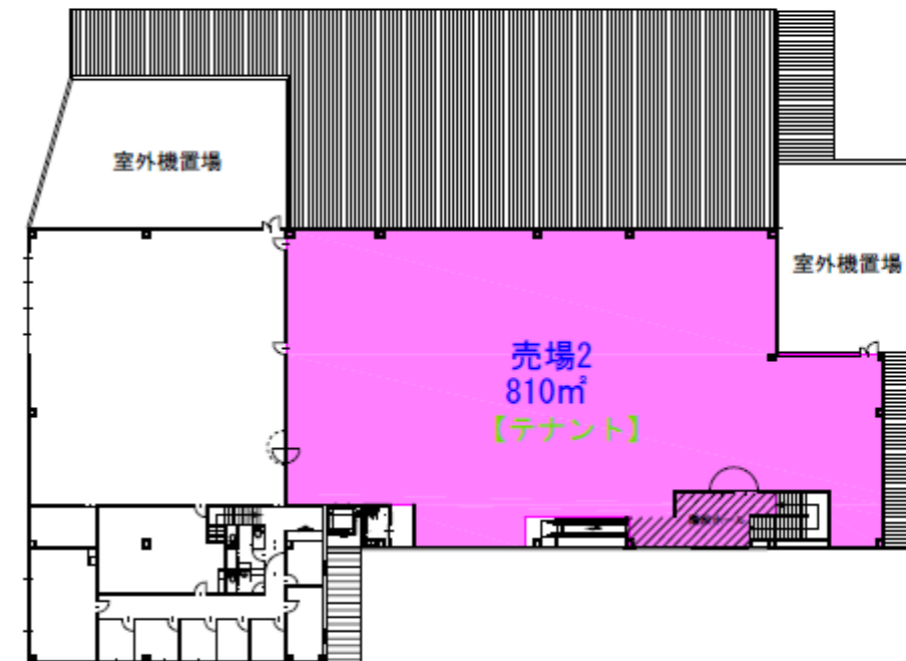
店舗面積	2,248㎡
駐車場	100台
駐輪場	45台
荷さばき施設	276㎡
廃棄物保管施設	65.5m <sup>3</sup>
出入口	3箇所
※必要駐車台数	: 98台
※従業員駐車場	: 19台
※非物販面積	: なし

図面3-1 建物配置図 S=1:400

図面④ 各階平面図（スーパー日東土居田店）



【1階平面図】

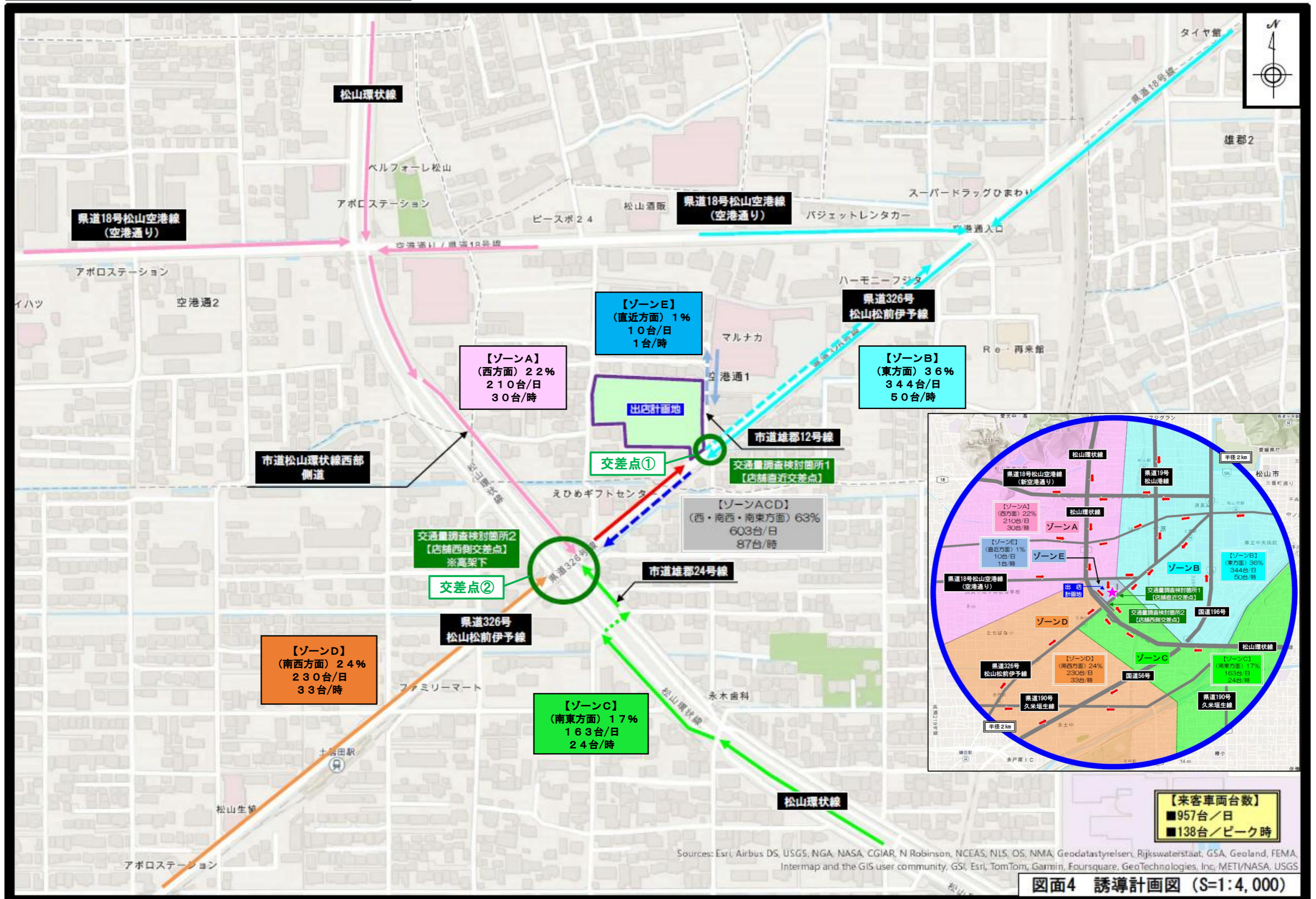


【2階平面図】

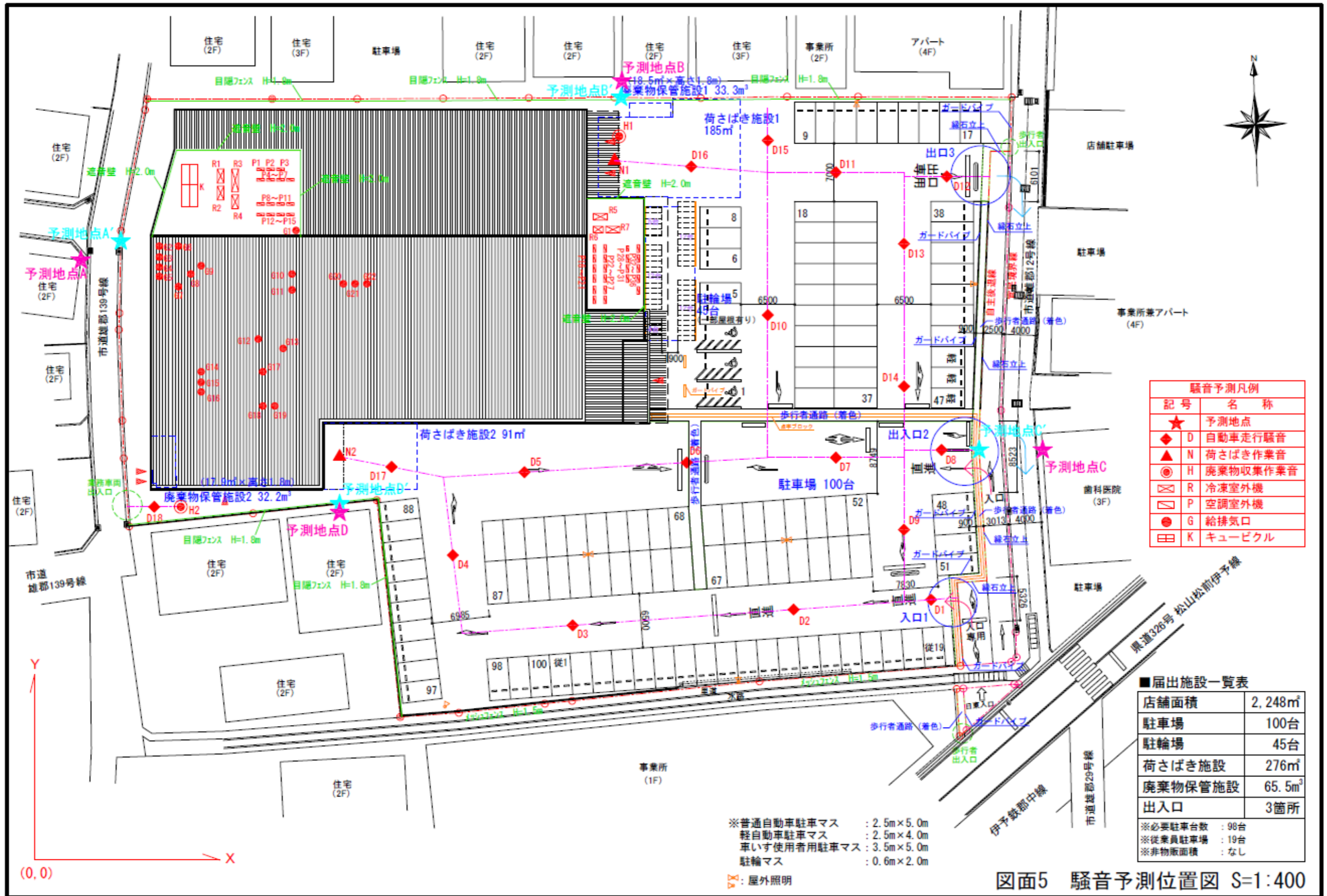
売場1 (1F・日東)	: 1,438㎡
売場2 (2F・テナント)	: 810㎡
合計 (店舗面積)	: 2,248㎡

図面3-2 各階平面図 S=1 : 500

図面⑤ 誘導経路図 (スーパー日東土居田店)



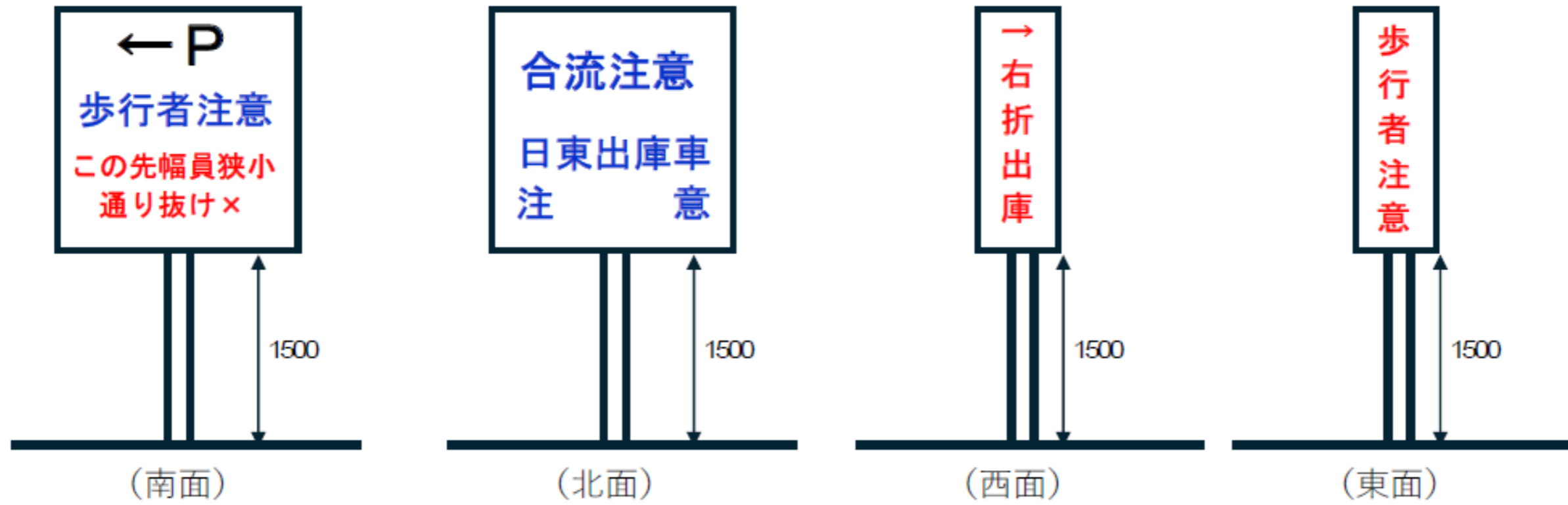
図面⑥ 騒音予測地点位置図 (スーパー日東土居田店)



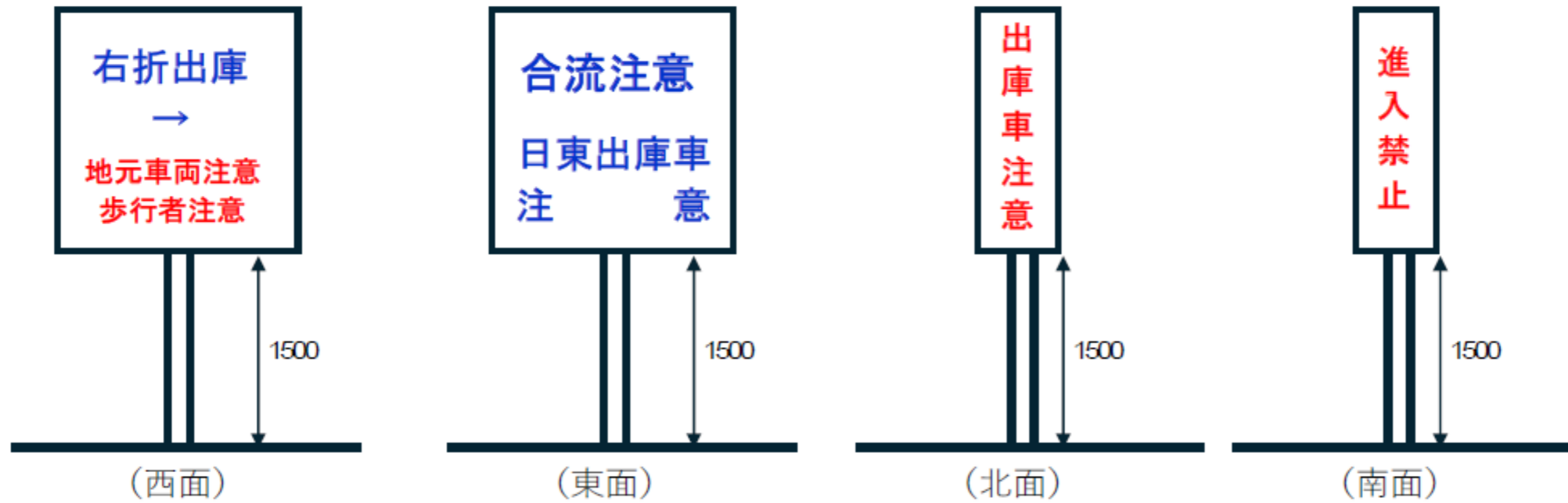
図面⑦ 店舗外観（スーパー日東土居田店）



図面⑧ 駐車場サイン等 (スーパー日東土居田店)



【場内看板①・出入口2付近北側】

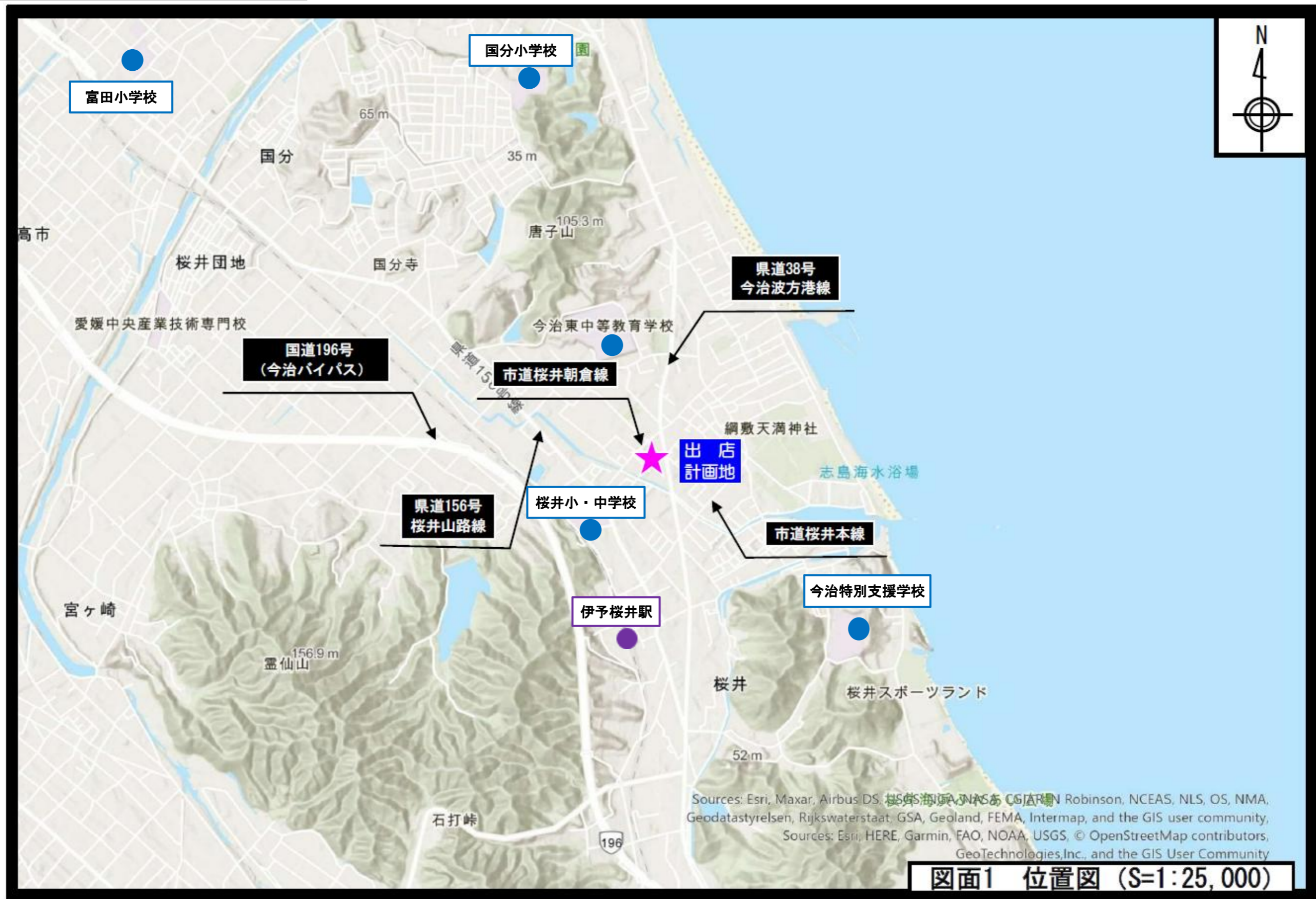


【場内看板②・出口3付近北側】

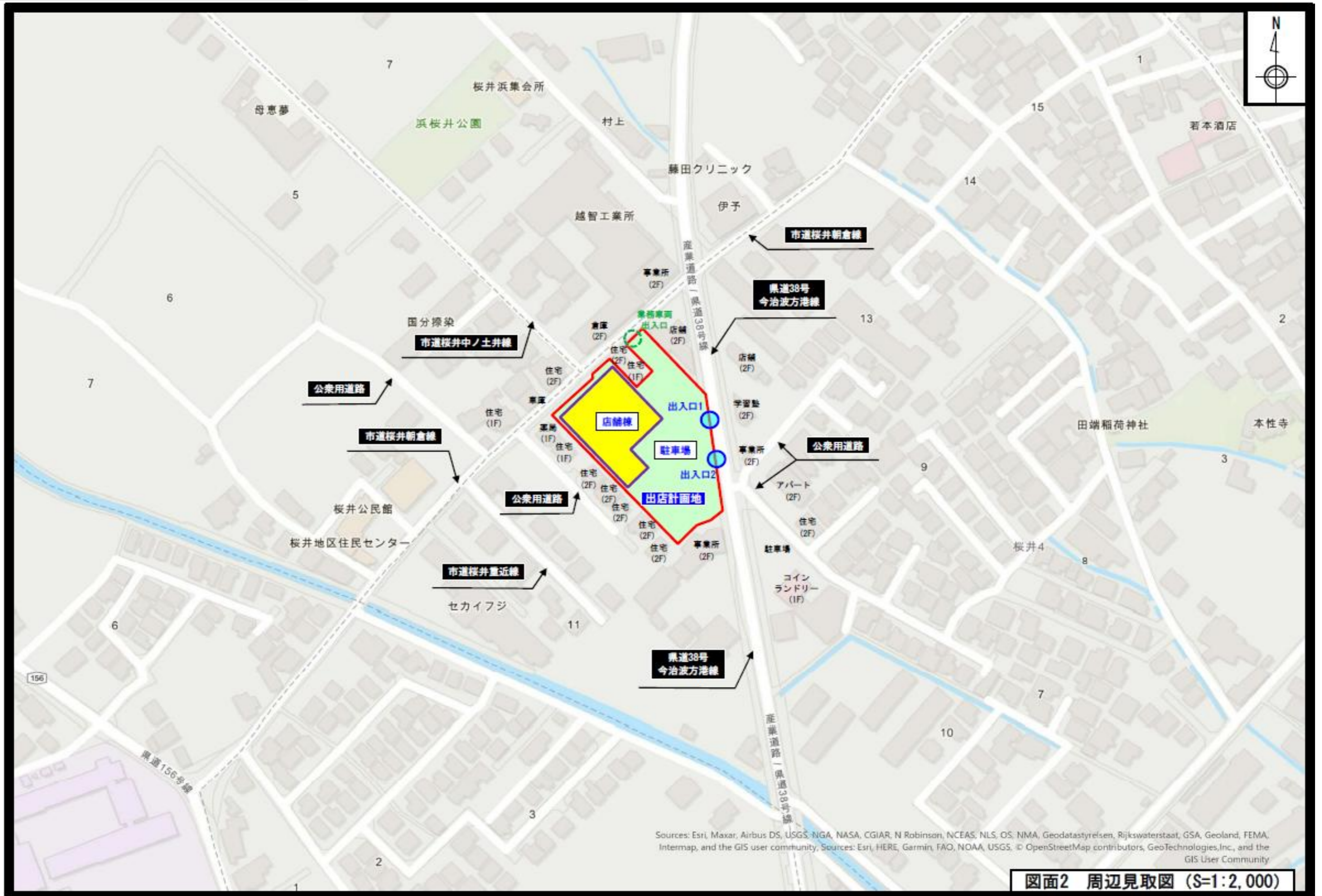
図面⑨ ロードサイン（スーパー日東土居田店）



図面⑩ 広域見取図 (mac 桜井店)

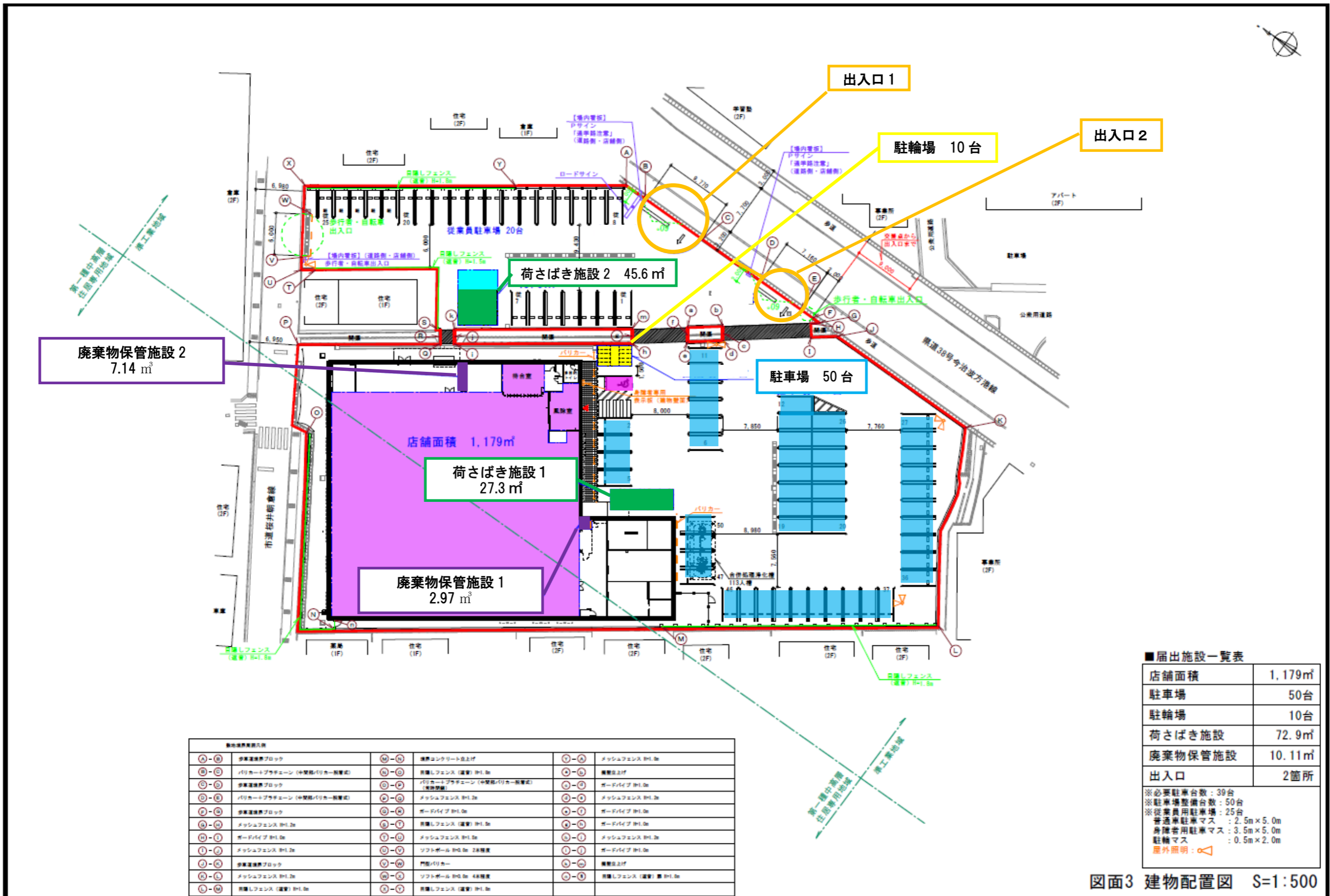


図面⑪ 周辺見取図 (mac 桜井店)



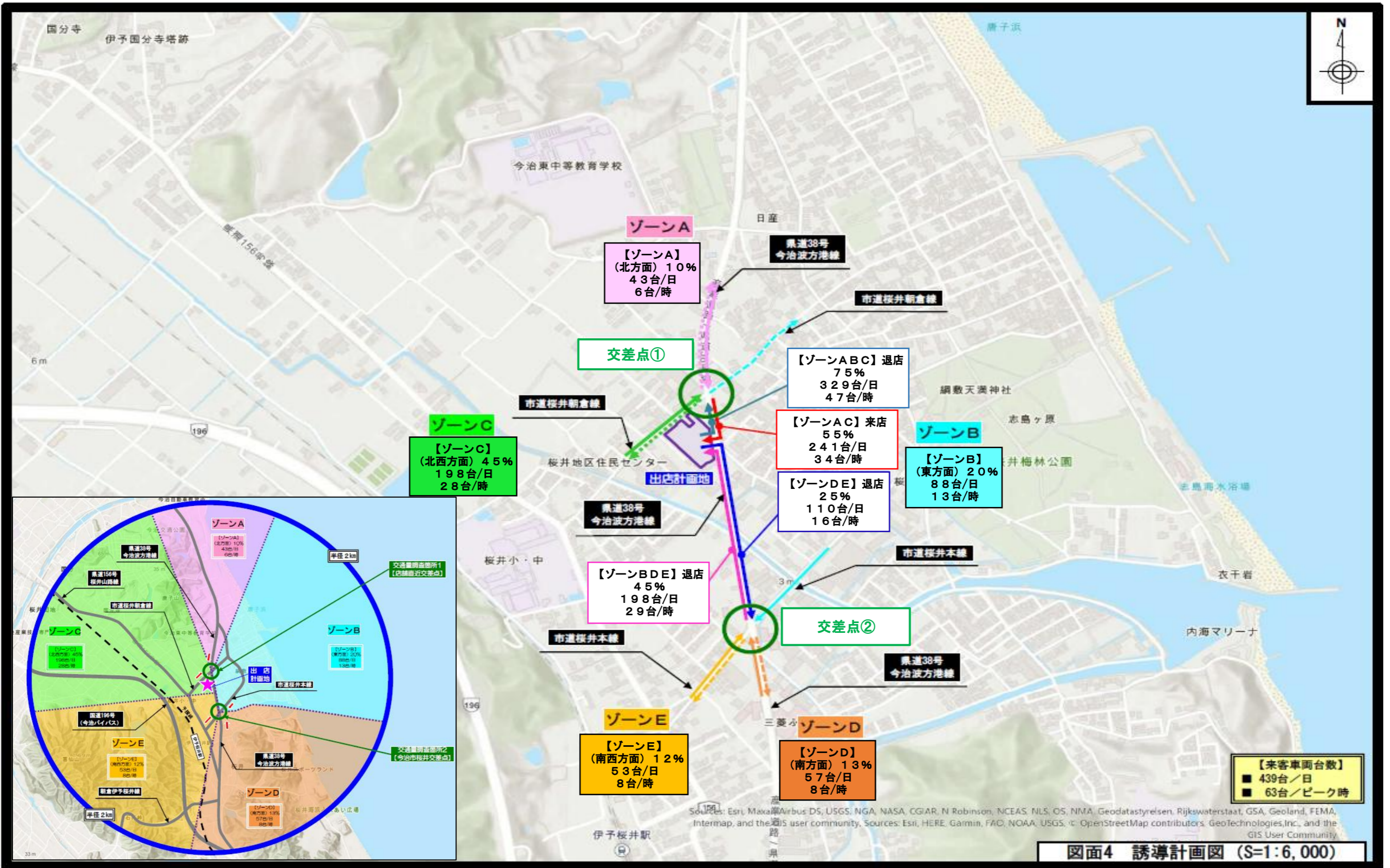
図面2 周辺見取図 (S=1:2,000)

図面⑫ 配置図 (mac 桜井店)



図面3 建物配置図 S=1:500

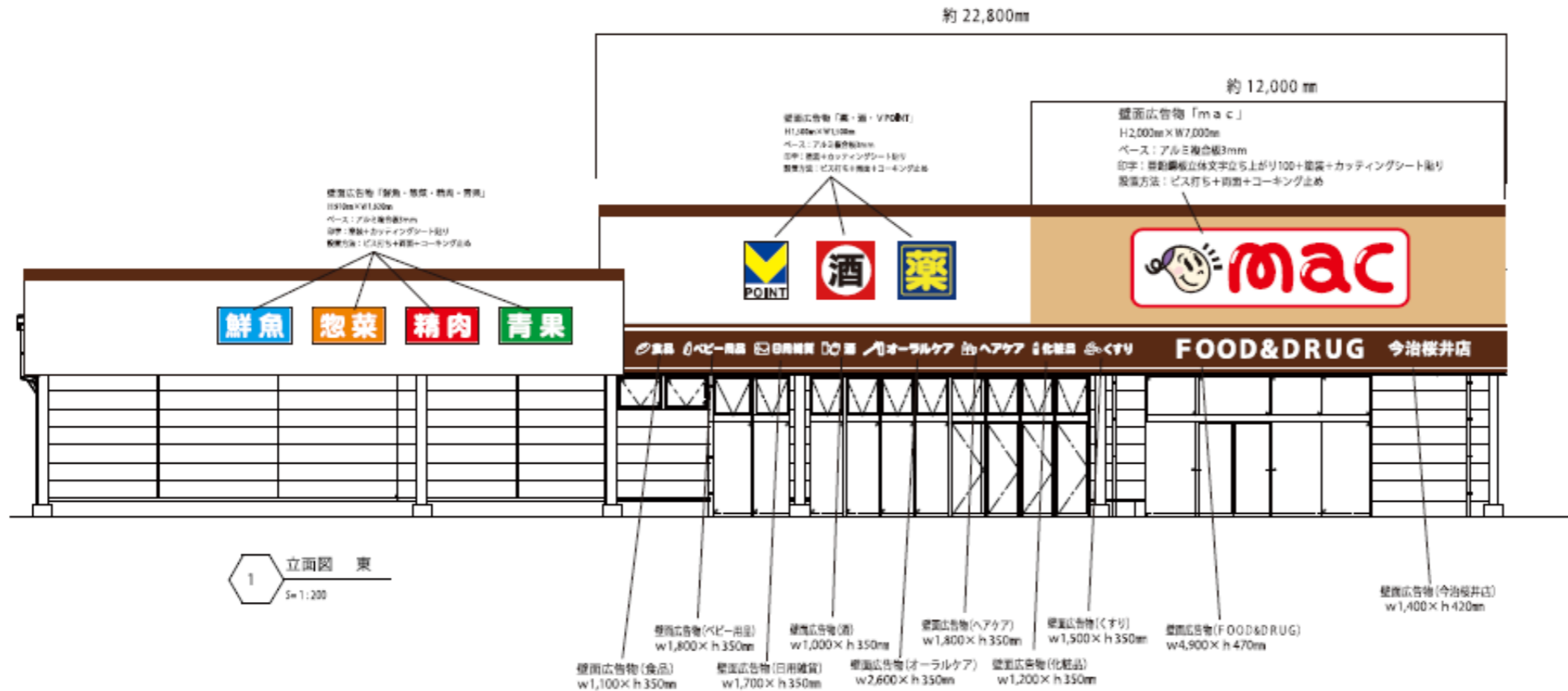
図面⑬ 誘導経路図 (mac 桜井店)



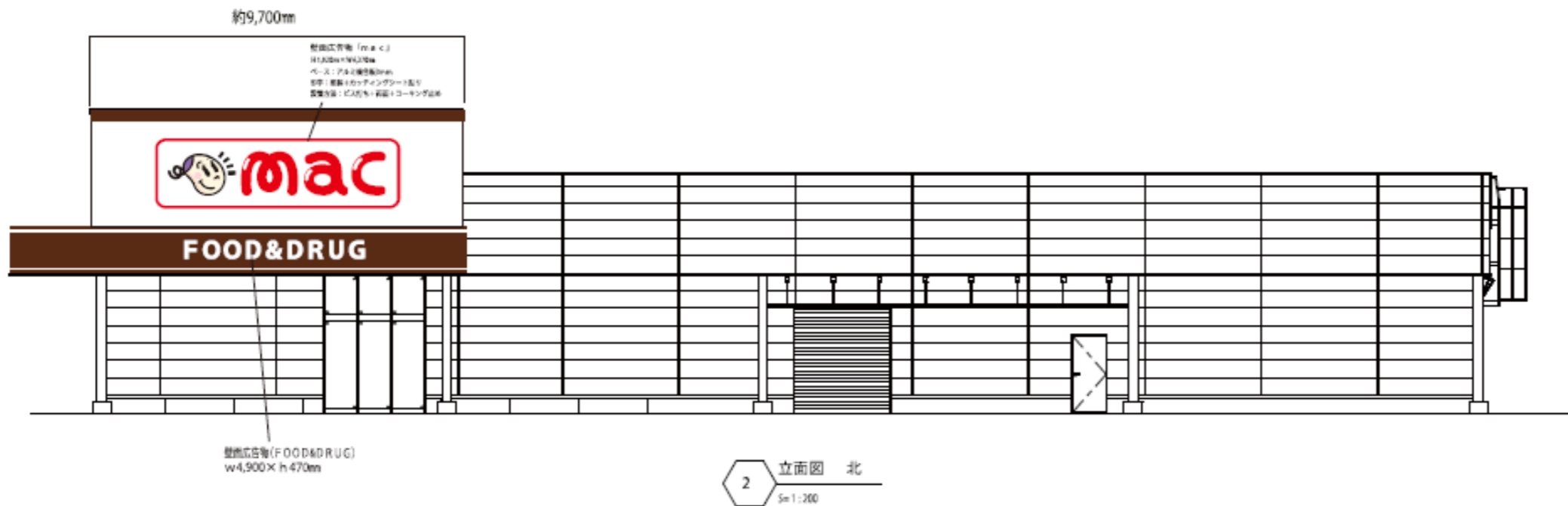


図面⑮ 店舗外観 (mac 桜井店)

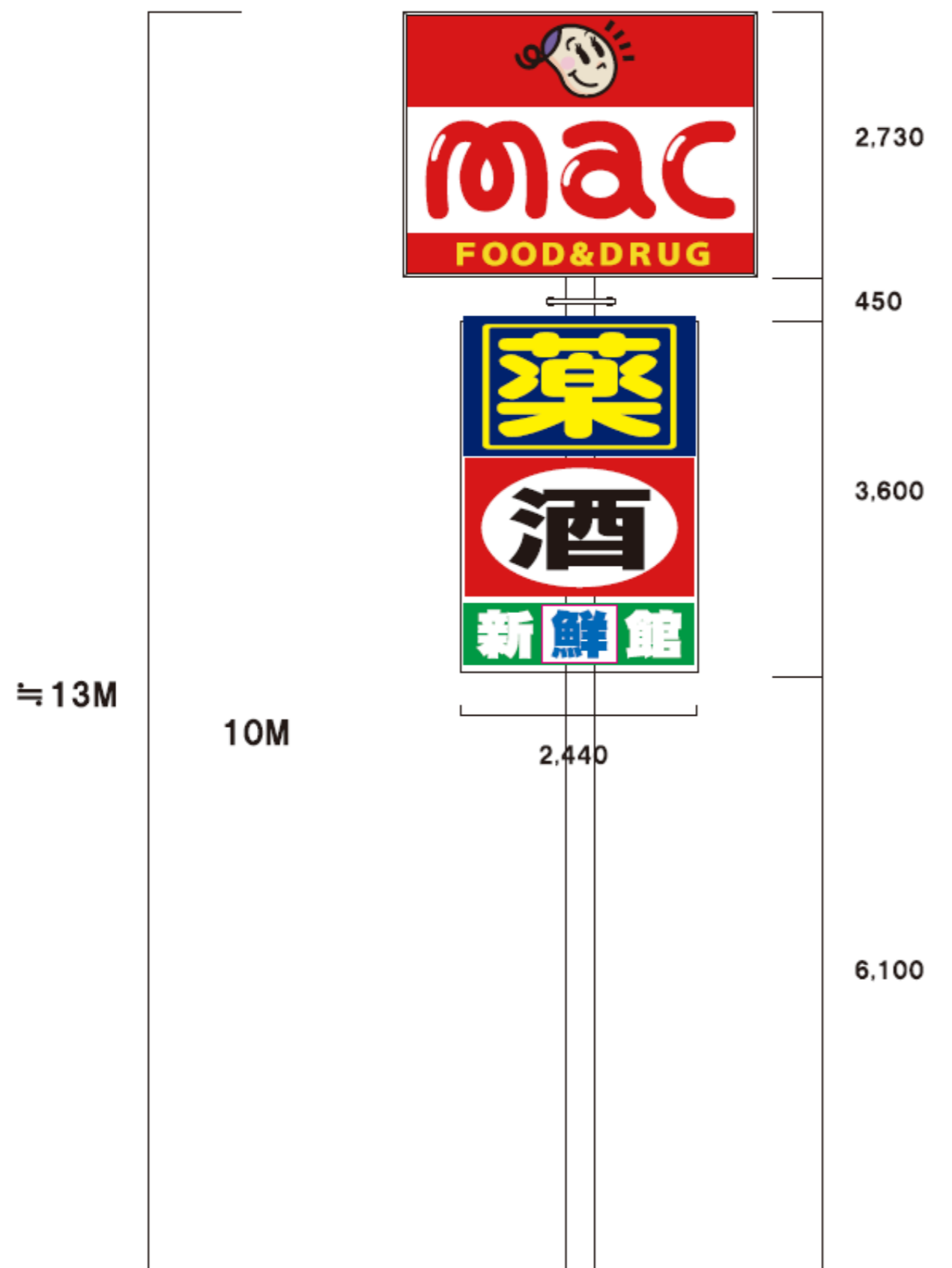
東側



北側



図面⑬ ロードサイン (mac 桜井店)



図面⑰ 場内看板 (mac 桜井店)

